

報 道 資 料

平成26年9月24日
産業・雇用振興部 地域産業課 金融支援係
担当：郡（こおり）、平林
0742-27-8807（ダイヤル）、内線 3558

平成26年8月豪雨に係る被災中小企業者対策について (セーフティネット保証4号の指定)

平成26年8月豪雨に係る被災中小企業者に対する金融支援の一環として、被災地域に対してセーフティネット保証4号が適用されることとなり、本日官報に告示されました。

※セーフティネット保証4号とは

中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づき、突発的な災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域を指定し、当該地域において、売上高等が減少している中小企業者が、一般保証とは別枠（無担保8千万円、最大2億8千万円）の保証（借入額の100%保証）が利用可能となる制度

1. 本県における指定対象地域

十津川村

<この他に、7道府県（26市町）が、今回指定対象地域となった。>

2. 指定期間

平成26年7月30日から平成26年12月23日

3. セーフティネット保証4号の利用対象者

以下の要件①及び②のいずれも満たすことについて市町村長の認定を受けた中小企業者

①指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。

②平成26年8月豪雨による災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（※1、※2、※3）

※1：最近2か月の売上高等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定申請することも可能。

※2：認定申請書には、売上高等の減少が平成26年8月豪雨による災害によるものであることを具体的に記述することが必要。

※3：災害に起因した売上高等の減少が生じていれば認定が可能。

4. セーフティネット保証4号の認定を受けた被災中小企業者は、奈良県制度融資（信用保証協会の保証付融資）の「セーフティネット対策資金」の利用が可能となります。

セーフティネット対策資金【所定枠】【固定枠】

使 途	運 転
融資限度額	5,000万円
融 資 利 率	【所定枠】金融機関所定 【固定枠】5年以内 1.775% 5年超 1.975%
融 資 期 間	7年（据置期間1年）
保 証 料 率	0.70%

5. セーフティネット保証4号の認定の申込先は、十津川村（観光振興課）